

平田村国土強靱化地域計画

(令和 8 年度～令和 1 2 年度)

令和 8 年 3 月
福島県平田村

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
第2章	地域特性	3
1	平田村の地域特性	3
2	平田村における自然災害のリスク	5
第3章	計画の基本的な考え方	6
1	社会状況の変化	6
2	基本目標	8
3	事前に備えるべき目標	8
4	施策の展開方向	8
第4章	脆弱性評価	9
1	評価の枠組み及び手順	9
2	脆弱性の評価結果	9
第5章	強靱化のための施策プログラム	12
1	推進方針の策定	12
第6章	計画の推進	13
1	推進体制	13
2	進捗管理及び見直し	13

資料

別紙「脆弱性評価と強靱化推進方針」

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）は多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農地被害など産業・交通・生活基盤において、村内全域に甚大な被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による被害（以下「原子力災害」という。）が発生し、若い世代を中心とした村外への人口流出や村内全域のあらゆる産業に及ぶ風評被害を発生させるなど、村の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

国では東日本大震災等から得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。この基本法に基づき、平成26年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定したところであるが、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等で甚大な被害が発生したことを踏まえ、これらの災害の知見等をもとに、平成30年12月に基本計画が改正された。改正された基本計画のもと、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づく取組を推進したところであるが、中長期的な見通しに基づき、引き続き計画的かつ着実にさらなる国土強靱化を推進するため、基本法が令和5年6月に改正され、これに伴い基本計画も令和5年7月に改正された。さらに、令和7年6月には、基本計画の施策の実施に関する中期的な法定計画である第1次国土強靱化実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）が決定され、国土の全域にわたる強靱な国づくりが推進されている。

本村においても、令和3年2月に平田村国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定し強靱化施策を着実に推進することで、村土の強靱化を図ってきたが、近年頻発・激甚化するあらゆる自然災害等から村民の生命、財産、地域社会を守るため、これまでの自然災害から得た教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、切れ目ない村土の強靱化を推進することで、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な村づくりを推進することを目指し、新たに本計画を策定した。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「平田村総合計画」や「平田村地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画との調和を図りつつ、「強くしなやかなむらづくり」のため国土強靱化の関連部分において各種計画等の指針となるものである。また、基本法第14条の規定に基づき、国土強靱化基本計画及び福島県国土強靱化地域計画と調和を図るものとする。

【参考】これまでの国土強靱化に関する法律等の動向（国・県・村）

時期	主体	動向
平成25年12月	国	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」公布・施行
平成26年6月	国	国土強靱化基本計画 閣議決定
平成30年1月	県	福島県国土強靱化地域計画 策定（計画期間：平成30年度～令和2年度）
平成30年12月	国	国土強靱化基本計画の変更 閣議決定 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 閣議決定
令和2年12月	国	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 閣議決定
令和3年2月	村	平田村国土強靱化地域計画策定（計画期間：令和3年度～令和7年度）
令和3年4月	県	福島県国土強靱化地域計画策定（計画期間：令和3年度～令和7年度）
令和5年3月	県	福島県国土強靱化地域計画改定
令和5年6月	国	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱基本法」の改正 公布・施行
令和5年7月	国	国土強靱化基本計画の変更 閣議決定
令和7年6月	国	第1次国土強靱化実施中期計画 閣議決定
令和8年3月	県	福島県国土強靱化地域計画策定（計画期間：令和8年度～令和12年度）
令和8年3月	村	平田村国土強靱化地域計画策定（計画期間：令和8年度～令和12年度）

3 計画期間

本計画が対象とする期間は令和8年度を初年度とし、「平田村第6次総合計画」の前期目標年度である令和12年度までの5年間とする。

なお、計画期間中においても施策の推進状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとする。

第2章 地域特性

1 平田村の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本村は、福島県の南部、石川郡の北東部に位置し、東はいわき市、南は古殿町と石川町、西は玉川村と須賀川市、北は郡山市及び田村郡小野町に隣接している。面積は93.42km²を有し、東西に8km、南北に12kmの村域となっている。

本村の全地域が阿武隈山系に含まれ、標高500mから700mの山間に囲まれた地域であり周囲には蓬田岳（952.2m）や芝山（819.3m）、十石山（718.1m）などがそびえ、これらの山々から発した小河川が北須川や平田川となり、本村と石川町、玉川村にまたがる母畑湖に流入して阿武隈水系へ、また一部は夏井川水系へと分水界を形成している。

本村のほぼ全域が標高450m以上の阿武隈高地に位置し、山間高冷地の自然条件化にあるため、冷害を受けやすい。冬の積雪量は比較的少ないが、12月から3月までの期間は寒気が厳しい。



(2) 村土構造

地質構成は、ほぼ全域において中生代白亜紀深成岩である花崗岩及び花崗閃緑岩より構成され、比較的緩やかな斜面が広がり、斜面崩壊等の可能性は低い。しかし、全体に岩盤の風化が著しく進んでマサ化しており、浸食されやすい表層地盤が分布している。

(3) 人口

本村の人口は5,205人（令和8年2月末日現在）で、平成7年以降は減少が加速しており、転出が転入を上回る社会動態の減少と、死亡が出生を上回る自然動態の減少により減少傾向が続いている。また、村外への就業者も多く日中の人口減少及び高齢化による防災力の低下は重要な課題でもある。

(4) 社会基盤

本村と周辺地域を結ぶ幹線道路としては、郡山市といわき市を結ぶ国道49号が村の北東部を、国道349号が南東端をそれぞれ走り、国道49号には主要地方道である矢吹小野線と石川鴉子線が連絡するなど国道2路線、県道5路線が幹線道路としての役割を果たしている。

また、東北自動車道矢吹ICから磐越自動車道小野ICを結ぶ「あぶくま高原道路」が本村を縦断し平田ICと平田西ICが設置されていることで地域住民の生活道路はもとより県内外からの観光ルート、さらには陸と空の物流拠点を結ぶ路線として大きな役割を担っている。一方、公共交通においては村内に鉄道がなく、民間路線バスの運行回数も少ない状況であり、幹線道路から離れた集落では交通の不便などの理由から利用人口も減少している。

2 平田村における自然災害のリスク

本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国土強靱化基本計画で示されている大規模災害とあわせ本村の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のように設定する。

災害の種類		想定する規模等	本村の災害特性
地震		福島県の被害想定に基づく最大規模の地震動	村全域における家屋等の倒壊等 幹線道路の寸断等
台風梅 雨前線 豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	北須川、平田川の氾濫等 家屋への浸水
	土砂 災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	幹線道路等の寸断や施設の倒壊等
雪害		降雪・積雪によって記録的な大雪による雪害	幹線道路の通行支障等
大規模火災		住宅密集地にて強風等による大火	山林・住宅密集地における大火等
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害



(平成 23 年 3 月 11 日発生東北地方太平洋沖地震による村内の被害状況)



(令和元年 10 月 12 日発生台風 19 号による村内の被害状況)

第3章 計画の基本的な考え方

1 社会状況の変化

国土強靱化の推進に当たっては、国際的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえつつ、資機材価格の高騰や人口減少・少子高齢化を背景としたコスト増大や工期延伸等の顕在化している課題への対応が求められるほか、3つの変化「災害外力・耐力の変化」「人口減少等の社会状況の変化」「事業実施環境の変化」に対応する必要がある。

（1）災害外力・耐力の変化

気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨や台風、大雪等によってもたらされる気象災害に備え、事前防災・減災対策を進めるとともに、巨大地震等に係る対策の加速化・深化を図る必要がある。対策の実施に当たっては、施設ごとの耐災害性強化にとどまることなく、地域全体の強靱化にいかに関与し得るかとの観点から、組織の枠を越えて連携強化を図るなど、ハード・ソフト対策を一体的に推進し、ライフラインについては、地域の実情に応じた再構築を検討し、次世代にわたり機能し続けることができるライフラインの持続を図る。また、一人一人が災害に備え、自ら対策を講ずるよう普及啓発や防災教育に取り組むとともに、「誰一人取り残さない」との考えに立ち、障がい者や高齢者、こども、女性、外国人等に配慮した取組を進める。また、避難所環境の改善や保健・医療・福祉等の改善・充実を図るとともに、避難施設の整備・機能強化を推進する。なお、近年の災害の激甚化・頻発化等への対応や村民保護の観点から、避難施設の整備等に当たっては、自然災害のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能するように配慮する。一方、インフラの老朽化が加速度的に進行する中、著しい劣化や損傷が「災害耐力の低下」をもたらし、災害時に被害を拡大させることが懸念されている。来るべき大規模災害に備える上でも対策は急務である。目では見えないほどゆっくりとした速度で、着実に忍び寄るインフラの老朽化は、災害に対する脆弱性を高め、耐力の限界を超えた時、突如としてリスクが顕在化する。このような「災害耐力の低下」と「災害外力の増大」の併発による被害の発生を回避するため、既に災害耐力の低下が顕在化しつつある老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る。その際、防災・減災対策との一体的な推進により効率的・効果的に取組を進めるとともに、持続可能なインフラの維持管理体制の構築に向けた検討を進める。また、官民連携やデジタル等新技術の開発・活用によりメンテナンスの効率化・高度化を図る。

（2）人口減少等の社会状況の変化

本村でも、震災・原発事故からの復興及び急激な人口減少も克服という大きな課題に挑戦し、元気で魅力ある平田を創りあげるため、平田村総合計画・総合戦略等による地方創生の取組と国土強靱化の連携を強化しながら、平時と有事の両面で一体的に推進していくことが必要である。地域に根付いた農林水産資源や産業基盤、文化財、観光資源等を活用した地方創生の取組推進に当たっては、平時においても災害リスクが内在することを認識するとともに、災害時において迅速な体制移行が可能となるよう、平時・有事の両面に資する対策を積

極的に導入する。また、発災後の生活や生業の継続・再建は、地域の存続に直結する場合もあることから、地域コミュニティの強化や平時の福祉にもつながっていく活用も含め、ハード・ソフト両面からきめ細かな対策を講ずる。さらに、安全・安心な地域づくりには相当程度の時間を要することを踏まえ、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、村の総合計画等と本計画の連携強化を図るとともに、防災村づくりを強力に推進する。これら取組の推進に当たっては、地域特性や災害特性を踏まえ、複合災害の発生も含めたりスクシナリオを設定した上で国土強靱化地域計画の具体化を図る。

(3) 事業実施環境の変化への対応

人口減少・少子高齢化を背景に、災害現場を担う地方公共団体、建設・医療等の人材確保・育成が課題となっている。また、人手不足に伴う人件費の高騰は、財政や経営の面からも対応が急務である。このため、年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用に向けた取組を進めるとともに、限られた人材でも最大限の対応が可能となるよう、革新的なデジタル等新技術の活用により自動化・遠隔操作化・省人化を図るなど、国土強靱化分野における生産性向上の取組を推進する。技術革新に伴って豪雨災害等の発生に関する予測精度も向上し、あらかじめ災害対応に必要な準備を行うことが可能となりつつある。災害リスクが顕在化するおそれのある地域からの早期避難はもとより、公共交通機関の計画運休や道路の早期通行止め、これに伴う社会経済活動の計画的抑制など、災害対応や被害を拡大させない観点から村全体が一丸となって取組を推進する。村民一人一人の防災意識の向上を図り、安全確保のための不便・不利益に対する社会受容性の向上に向けた取組を推進するとともに、それらを社会全体として機能させるため、平時から災害時への円滑な移行が可能となるよう、南海トラフ地震臨時情報の検証結果を踏まえた対応やSNS上に流通・拡散する偽情報への対策等を含めた仕組みづくりを推進する。革新的技術の進展や防災・減災に対する意識の高まりを受け、民間の取組が大きく変化している。「自助・共助・公助」の適切な役割分担の下、大規模災害発生時においても、村民生活や経済活動を可能な限り支えていく必要があり、民間が提供するデータ・デジタル技術を用いた自然災害のリスク評価サービスなどを通じて、企業や個人がリスクとそれに対する必要な備えを適切に認識し、災害保険や防災・減災サービスなどを活用することができるよう、啓蒙活動をはじめとした一層の取組強化を図る。また、重要なインフラが大規模自然災害時にも確実に機能し、重要な物資・役務を供給できるよう官民連携による取組を推進する。さらに、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、災害対応が長期に及ぶことも想定し、初動対応から復旧・復興に至る各災害対応フェーズにおいて、特定の地域・人材等に過度な負担が生じないように、広域的な連携体制の強化を図るとともに、迅速・効率的な対応かつ持続可能な体制構築に向けた取組を推進する。

2 基本目標

基本計画及び社会状況等の変化への対応等を踏まえて、本村における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

- いかなる大規模自然災害等が発生しようとも
- I 人命の保護が最大限図られること
- II 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の7項目を設定する。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 施策の展開方向

「事前に備えるべき目標」を達成するため、次の5つの展開方向に沿って施策に取り組む。

①村民の生命財産を守る防災インフラの整備・管理 大規模な自然災害等の村土や地域の持続性を脅かす危機に備え、村民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

②経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靱化 社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

③デジタル技術による国土強靱化政策の高度化 デジタル技術が持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、県・地域が直面する災害への対応力を強化する。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体

となって推進する。

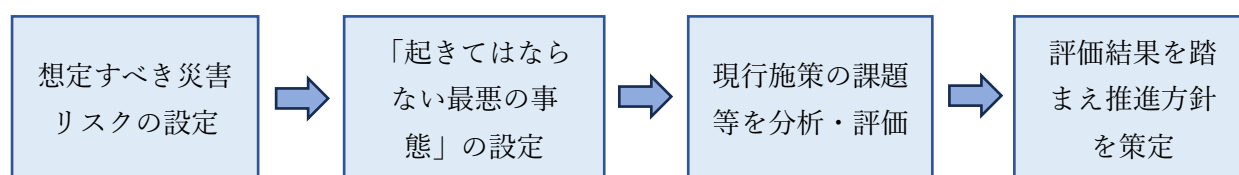
④災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化 村民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国・県・市町村との適正な連携・補完関係を強化するとともに、村民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

⑤地域における防災力の一層の強化、人口減少や少子高齢化等の村土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、村土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本村を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本村が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本村の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(1) 本計画の対象とする災害リスク

本村は、地勢や気候の面で、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、ひとたび発生すれば広域な範囲に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した7つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本村の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (7項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
1	あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複 合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生 ※設定事態外
		1-3	大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水によ る多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災イン フラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力 の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
		1-7	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発 生
2	救助・救急、医療活動が迅 速に行われるとともに、被 災者等の健康・避難生活環 境を確実に確保すること により、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的 不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途 絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉 機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被 災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エ ネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確 保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混 乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥ら せない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の 低下、経済活動の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・地域経済活動への 甚大な影響
		4-3	異常渇水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大 な影響

事前に備えるべき目標 (7項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
5	情報通信サービス、電力等 ライフライン、燃料供給関 連施設、交通ネットワー ク等の被害を最小限にとどめ るとともに、早期に復旧さ せる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電気供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	陸上・海上・航空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次 災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
		6-2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		6-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
7	社会・経済が迅速かつ従前 より強靱な姿で復興できる 条件を整備する	7-1	自然災害後の地域のよりよい復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		7-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		7-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、12項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（12項目）			
1	行政機能／消防等	7	農林水産
2	住宅・都市	8	環境
3	保健医療・福祉	9	村土保全・土地利用
4	ライフライン・情報通信	10	リスクコミュニケーション
5	経済・産業	11	長寿命化対策
6	交通・物流	12	デジタル活用

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 脆弱性の評価結果

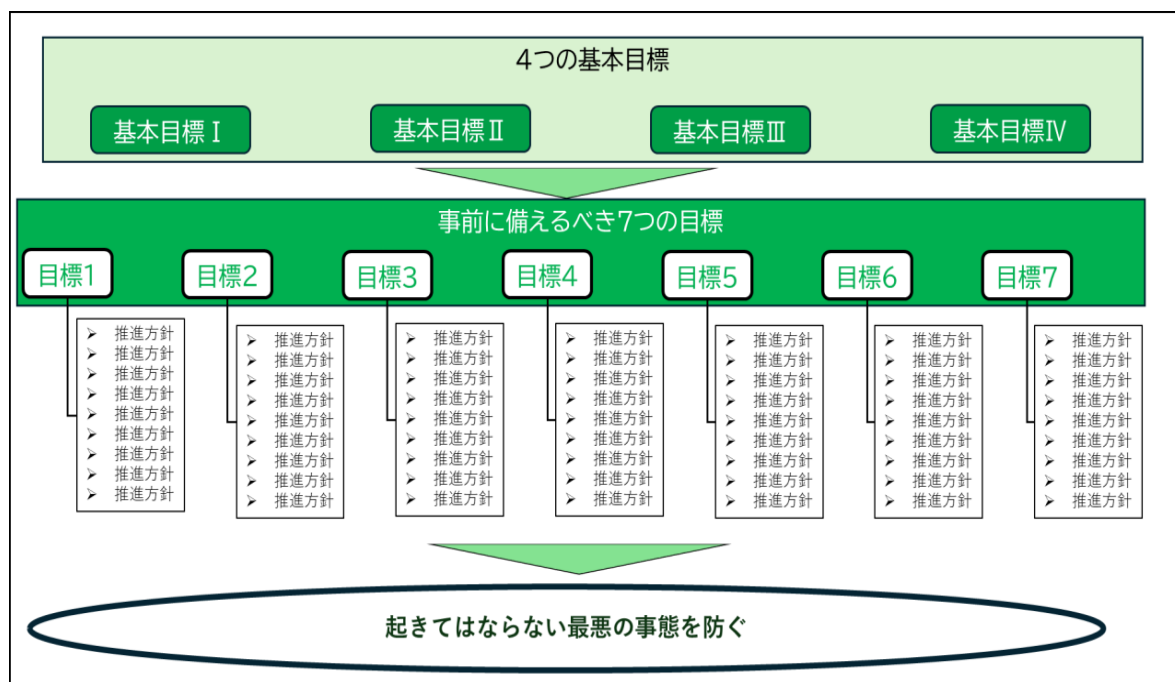
別紙「脆弱性評価と強靱化推進方針」のとおり。

第5章 強靱化のための施策プログラム

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定した。（別紙「脆弱性評価と強靱化推進方針」）

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合でも、本村に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。



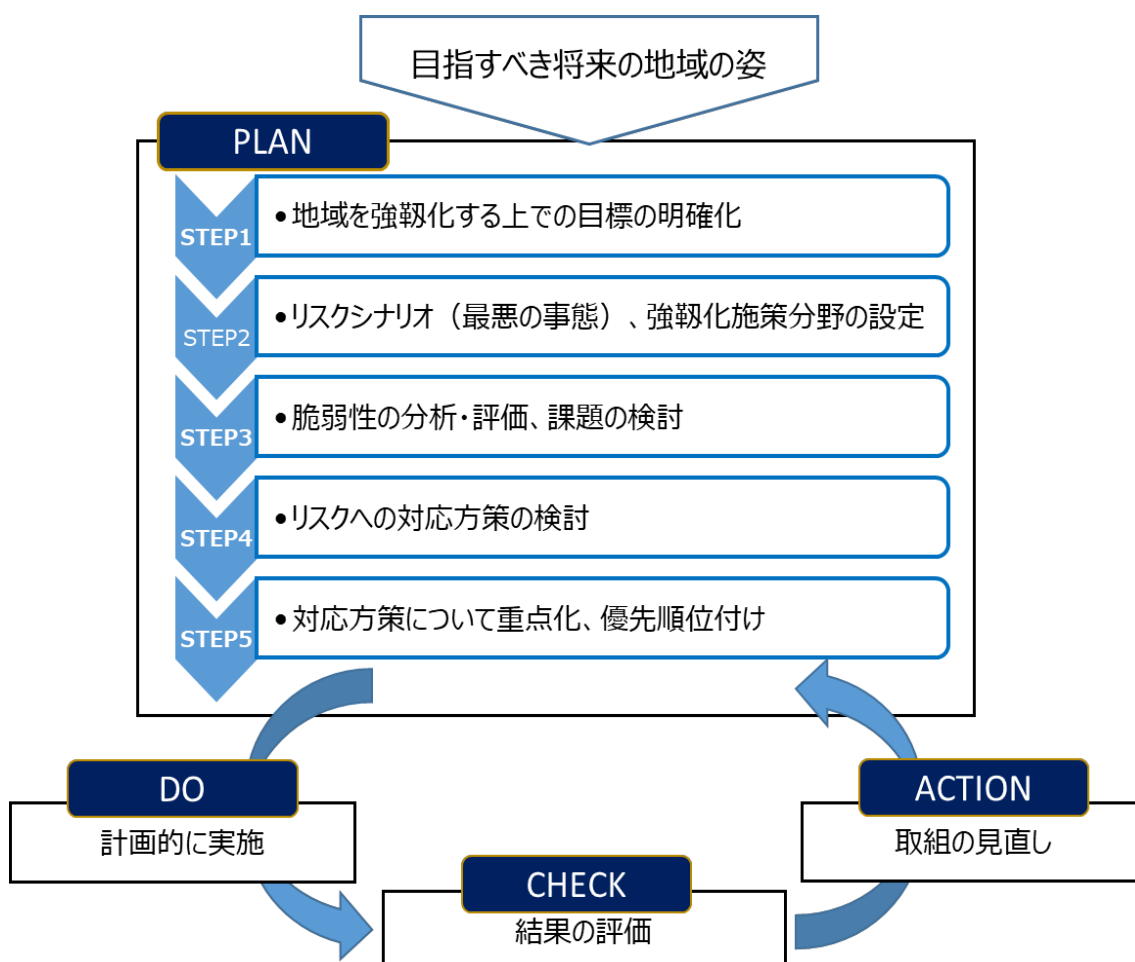
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、平田村国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする各課横断的な体制のもと、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな村土づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本村を取り巻く社会経済情勢の変化や本村における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



平田村国土強靱化地域計画

令和3年2月 策定 平田村役場総務課（令和3年度～令和7年度）

令和8年3月 策定 平田村役場企画商工課（令和8年度～令和12年度）

〒963-8292 福島県石川郡平田村大字永田字切田 116 番地

電話：0247-55-3115

FAX：0247-55-3513